

# 9月1日は防災の日!! 災害に備える

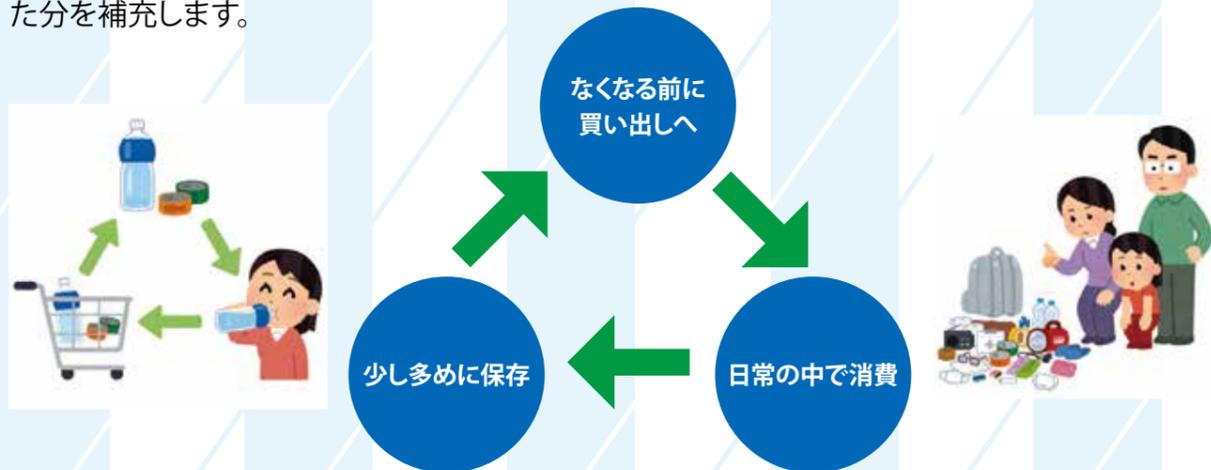
9月1日は「防災の日」、8月30日から9月5日までは「防災週間」とされています。この機会に、我が家の防災対策を確認し、地域の防災訓練に参加しましょう。

## 自主防災組織の結成促進

町では、大規模な災害が発生したとき、交通網の寸断、同時に発生する火災などにより町・警察・消防等の公共機関が十分に対応できない可能性があるため、いざという時に備えて、自主防災組織の結成促進に努めています。自主防災組織とは、日頃からの防災訓練や防災活動を通して実際の災害に備えるための組織であり、災害時において被害を軽減させるためには地域住民の協力が必要不可欠であります。本町では、組織結成自治会において防災意識の向上のため講演会や勉強会などを開催したり、備蓄食料を活用した炊き出しなども行っています。

## 備蓄食料は何日分必要?

災害が発生してからしばらくの間、物資の輸送が困難になることが予想されるので、家庭備蓄を7日分程度確保することを勧めしています。「最低でも3日分、可能な限り7日分程度」の備蓄が必要です。しかし、7日分を備蓄するのは大変です。消費期限が来るたびに大量に購入、廃棄を繰り返すことになるので、「ローリングストック法」で、はじめに多めに購入して定期的に消費して使った分を補充します。



## 災害時の避難等に不安を感じている方へ 避難行動要支援者名簿に登録しましょう!

### ○避難行動要支援者名簿とは

災害時に自分の力だけでは避難等に不安のある方が、避難を支援していただく方と一緒に登録するもので、災害のときに活用します。

### ○対象者

- ① 身体障害者手帳1・2級(肢体不自由、視覚、聴覚)の交付を受けている方
- ② 療育手帳Aの交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けており、単身世帯の方
- ④ 難病患者の方(腎臓機能障がい、呼吸機能障がいがあり、入院していない方)
- ⑤ 介護保険の要介護認定3～5を受けている方
- ⑥ その他、援助を必要とする方

### ○名簿登録を希望する方は

- ① 申込書の提出が必要です。
- ② 「地域支援者」を決めます。



※「地域支援者」とは、要支援者に対する普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したり、安否確認など、出来る範囲での支援等をしていただく方をいいます。そのため、隣近所の方々をお願いするのが理想です。

【お問い合わせ】 福祉課 社会福祉係 ☎098-945-4791

# 台風への備えは万全ですか?

沖縄には毎年多くの台風が襲来します。台風シーズンを乗り切るために、早めの台風対策をしましょう! 普段から備えておくことで、被害を未然に防いだり、軽減したりすることができます。

## 【雨戸・窓ガラス】

- ガタツキや緩みはないか。
- 窓の補強はされているか。

## 【外壁など】

- 亀裂や腐食はないか。
- 固定が必要なものがないか。

## 【屋根・看板】

- ひび割れやズレはないか。
- トタンはめくれたり剥がれたりしていないか。
- 腐食などで壊れやすくなっていないか。

## 【ご家庭】

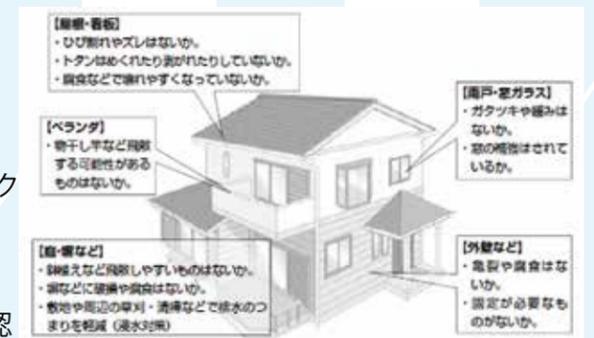
- 災害に備える→台風等の災害情報はこまめにチェック
- 停電に備える→懐中電灯やラジオ、電池などの準備
- 断水に備える→飲料水などの確保
- 浸水に備える→家財道具や生活用品は高い場所へ
- 避難に備える→避難時に必要な「非常持出品」の確認

## 【ベランダ】

- 物干し竿など飛散する可能性があるものはないか。

## 【庭・塀など】

- 鉢植えなど飛散しやすいものはないか。
- 塀などに破損や腐食はないか。
- 敷地や周辺の草刈・清掃などで排水のつまりを軽減(浸水対策)



## 水害・土砂災害の防災情報が警戒レベル5段階で発表されます

※水害・土砂災害は、警戒レベルを用いて、防災無線やエリアメールなどで避難のタイミングをお知らせします。津波は危険な区域から一刻も早い避難が必要であるため、警戒レベル区分は用いず、基本的に避難指示のみ発令となります。

避難所に行くことだけが避難ではありません。『避難』とは『難』を『避』けることです。

【指定避難所への“立ち退き避難”】

【安全な親戚・知人宅への“立ち退き避難”】

【屋外安全確保“垂直避難”】



■西原町地域防災計画(概要版)QRコード



■西原町避難誘導マップQRコード